

法務省秘公第27号  
平成28年10月3日

## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所  
弁護士 山中理司様

法務大臣 金田勝年



平成27年12月3日受付第563号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

### 記

1 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された名称等）  
司法大観（裁判所の部）（最新版）

2 不開示とした理由

本請求について、情報公開・個人情報保護審査会から、平成28年5月18日付け（平成28年度（行情）答申第59号）答申書において、本件対象文書の行政文書妥当性が肯定され、同年8月2日付け法務省秘公第23号において再考するとした。再考の結果、本件対象文書については、行政文書に該当するか否か疑問なしとしないが、この点を措くとしても、以下のとおり、本件対象文書を公にすることにより、発行元である一般財団法人法曹会（以下「法曹会」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として、法第5条第2号イに該当すると認められる。

まず、法務省は、本件対象文書について、単に法曹会から購入して取得したにすぎず、法曹会に対し、法曹会からの個人購入者と同様の立場に立った配慮が必要である。

その上で検討すると、本件対象文書には法曹等に関する顔写真付き経歴等が掲載されているところ、法曹会は、自ら構図、内容、掲載対象等を考案し、掲載に係る法曹等に向け、本件対象文書を部外非売品、転載不許とした上で顔写真、経歴等の資料を募るなど、独自の手法で、かつ、転載不許に関する信頼を得て、本件対象文書を発行しており、こうした手法等への配慮を欠かすことはできない。

また、本件対象文書は、法曹等の顔写真や経歴等を確認するための文書であり、その複製が頒布されればその複製だけで用が足りるため、本件対象文書そのものの意義が失われ、購入者が減少するおそれがあるばかりか、多くの法曹等が転載を嫌って本件対象文書への掲載に応じなくなるおそれがあり、法曹会は、これらの事情を踏まえ、本件対象文書について、情報公開による開示を望まない旨意思表示をしているのである。

これら事情を勘案すれば、本件対象文書を公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件対象文書は、その全部が法第5条第2号イの不開示情報に該当することから不開示決定とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

\* 担当課等 法務省大臣官房秘書課情報公開係 TEL 03-3580-4111